

この度、緊急事態宣言が発令され、千葉県も対象地域とされました。国立病院機構の病院にあつては、緊急事態下にあつても各病院の機能や体制に応じて診療を継続して提供することを基本としております。

当院におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、全職員が感染対策に取り組み、安心・安全な医療の提供に努めております。

新型コロナウイルス感染症の対応は、前例のないことではありますが、国や県、市町村、関係機関とも連携を図りながら地域に必要な医療の提供継続に取り組んでまいります。

<参考>

国立病院機構は、新型インフルエンザ等対策特別設置法第 2 条に基づく指定公共機関として、緊急事態にあつては、自ら定めた業務計画に基づき、医療を確保するための必要な措置を講じることとされています。

令和 2 年 4 月 7 日
独立行政法人国立病院機構
千葉医療センター